農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

かほく市長 油野和一郎

市町村名			かほく市
(市町村コード)		(	17209 )
地域名			瀬戸町
(地域内農業集落名)			(瀬戸町)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 6年 10月 5日	
励識の桁末を取りま	こめた十月日		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
  - ・担い手の農業従事者が減少、高齢化しているため、後継者の確保が必要。
  - ・担い手が効率的な営農を行うことができるよう農地の集積・集約が必要。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
  - ・新たな農業従事者の育成に努める。
  - ・水稲、高松紋平柿のほか、飼料用米、大麦等の栽培を検討する。
  - ・有機・減農薬・減肥料による栽培の導入を検討する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区均	或内の農用地等面積	29.5 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.5 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

$\langle \gamma \rangle$	曲坐しの利田4	じにね わっっ	毎日世体の口はのせょす	(佐田)1十	引送地図のとおり
	農業上の利用な	アルインイレる	農用地等の区域の考え方	(範囲は、	別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

・担い手への農地の集積・集約化に努める。  (2) 農地中間管理機構の活用方針  (3) 基盤整備事業への取組方針 ・平成15年から平成19年にかけてほ場整備事業を実施。  (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし  (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作・水稲について、無人へり防除、JA石川かほくによる事業を		う支援に努める。	
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・平成15年から平成19年にかけてほ場整備事業を実施。 (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		今支援に努める。	
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・平成15年から平成19年にかけてほ場整備事業を実施。 (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		う支援に努める。	
<ul> <li>・平成15年から平成19年にかけてほ場整備事業を実施。</li> <li>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</li> <li>・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし</li> <li>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作</li> </ul>		う支援に努める。	
<ul> <li>・平成15年から平成19年にかけてほ場整備事業を実施。</li> <li>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</li> <li>・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし</li> <li>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作</li> </ul>		う支援に努める。	
<ul> <li>・平成15年から平成19年にかけてほ場整備事業を実施。</li> <li>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</li> <li>・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし</li> <li>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作</li> </ul>		う支援に努める。	
・平成15年から平成19年にかけてほ場整備事業を実施。  (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし  (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		う支援に努める。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		う支援に努める。	
・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		う支援に努める。	
・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		。支援に努める。	
・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者としてもりである。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		ウ支援に努める。	
・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者とし (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		>支援に努める。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作		支援に努める。	
. ,	業委託の活用方針		
・水稲について、無人へリ防除、JA石川かほくによる事業を	71,010 - 71,13,73 - 1		
	活用する。		
	」	*!	
スト任息記載事項(地域の美情に応じて、必要な事項を選が ①鳥獣被害防止対策 2有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	<b>(4</b> 輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等 7保全・管理等	8農業用施設	9耕畜連携	10 その他
【選択した上記の取組方針】	◎展来/11//6tX	<b>②</b> 柳 田 建 175	@ C 37  E
↑選択した工品の収配力到 ↑ ① イノシシ等による烏獣被害を防止するため、防護柵の設置	号 経衝帯の設置 ね	ち宇良鮮の姑獲笙:	を宝饰する
3省力化や労働時間を短縮するため、GPS付きのトラクター			
		> 1000 C ( ) ( )	. 1 126 пп
討を進める。			
<b>⑤</b> 紋平柿栽培、促進			
⑦日本型直接支払い制度を活用し、農地及び地域を維持・保	全に努める。		
8)ハウス施設管理			